

横業 第 268 号
平成 26 年 3 月 17 日

公益財団法人 日本関税協会横浜支部
事務局長 殿

横浜税関



知的財産侵害物品取締強化期間の設定について（協力依頼）

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

税関におきましては、不正薬物等社会悪物品のほか、知的財産侵害物品、大量破壊兵器関連物資、産業廃棄物、盜難自動車等の密輸の摘発を目的とし、常日頃より関係取締機関と連携するとともに、貴会会員の皆様のご協力を得ながら取締りを行っているところであります。

今般、知的財産侵害物品の輸出入抑制のための国民の皆様に対する啓発、更なる理解の促進、並びに、依然として国内に流入する知的財産侵害物品の発見・摘発を目的として、下記のとおり「知的財産侵害物品取締強化期間」を設定し、水際での取締りを強化することとしております。

本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、税関における知的財産侵害物品の取締強化にご協力を願い申し上げます。

記

実施期間：平成 26 年 3 月 19 日（水）～3 月 28 日（金）

横浜税関ホームページアドレス

知的財産侵害物品取締強化期間

[http://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_kyoukakikan\(yokohama\)_201403.pdf](http://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_kyoukakikan(yokohama)_201403.pdf)

ニセモノやコピー商品などの知的財産侵害物品は、経済・産業の発展を損なうだけでなく、消費者の健康や安全も脅かすものです。